

石川県公報

平成29年1月6日

第12966号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	3
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○建築協定の認可公告 (建築住宅課)	3
○県統計調査の実施 (廃棄物対策課)	1	監 査 委 員	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○定期監査結果公表	3
○県道の供用の開始 (同)	2	○財政的援助団体等監査結果公表	4

告 示

石川県告示第1号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団金沢宗広病院	金沢市桜町24番30号	平成29年1月1日	平成31年12月31日

石川県告示第2号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- 2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成28年12月31日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第3号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 2 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - (2) 基準となる期日又は期間
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで
- 5 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間
平成29年1月7日（土）から同月31日（火）まで

石川県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年1月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
三日市松任線	白山市村井町152番1地先から	旧	10.46~16.04	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市村井町331番地先まで	新	15.00~18.15	

石川県告示第5号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成29年1月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
三日市松任線	白山市村井町152番1地先から 白山市村井町331番地先まで	平成29年1月6日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成29年1月10日から同年2月7日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	酒井・本江地区 (酒井工区)	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

建築協定の認可公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定を認可した。

平成29年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 建築協定の代表者の名称
九谷焼団地協同組合
代表理事 東 秀樹
- 建築協定区域の地名
能美市泉台町南5番地他61筆
- 建築協定区域の面積
57,463.50㎡
- 建築協定認可年月日
平成29年1月6日
- 建築協定書の写しの縦覧場所
能美市役所

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年1月6日

石川県監査委員	作 野 広 昭
同	吉 田 修
同	浜 田 孝
同	岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
大聖寺実業高等学校	平成28年12月21日	平成28年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
加賀聖城高等学校	〃	〃	〃
大聖寺高等学校	〃	〃	〃
七尾東雲高等学校	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
七尾高等学校	〃	〃	〃
七尾城北高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成27年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年1月6日

石川県監査委員 作 野 広 昭
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
社会福祉法人篤豊会	平成28年12月21日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。